

よくあるお問合せ

Q 1 どういった人が対象となるのか。

A 1 次の①から④の要件をすべて満たす方が対象です。

- ① 広島市内に住所があり、実際に居住していること。
- ② 申請日において、世帯員全員が満65歳以上であること（1世帯1台に限る。）。
- ③ 世帯員全員が市税を滞納していないこと。
- ④ 広島市暴力団排除条例第2条第2号の暴力団員等に該当しないこと。

※ 過去に、この補助金の交付を受けた方及び補助金の交付を受けた方と同一世帯の方は、対象になりません。

Q 2 住民登録地は広島市だが、現在、別の市町村に居住している。補助の対象となるか。

A 2 「広島市に住民登録があること」と、「実際に現在お住まいであること」の両方が要件となるため、居所が他の市町村にある場合は対象外となります。

Q 3 「防犯機能付き電話機」とはどのようなものを指すのか。

A 3 次の3つの機能のうち、いずれかを有する固定電話機です。

- ① 電話の着信時に、相手に録音する旨のメッセージを流し通話を自動的に録音する機能（着信時又は通話時に、手動で操作して録音する機能のみの機種は、補助の対象となりません。）
- ② 事前に登録していない電話番号からの着信に対し注意を促す機能
- ③ 特殊詐欺が疑われる電話番号からの着信を自動的に切断する機能

※ 補助対象機器以外の電話機等を購入された場合は、補助金を交付できません。

ご購入の際は、必要な機能が備わっているかよくご確認ください。

なお、対象機器リスト（市ホームページに掲載）に記載のない電話機等を購入される場合には、事前に市の担当窓口（市民安全推進課：082-504-2714）までご相談ください。

Q 4 「電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービス」とはどのようなものを指すのか。

A 4 NTT西日本が提供する、通話内容をAIが解析し、特殊詐欺が疑われる場合に、本人や親族の電話番号やメールアドレスに注意を促す連絡が入るサービスです。

Q 5 防犯機能付き電話機と特殊詐欺対策サービスに対する補助を両方とも申請することは可能か。

A 5 防犯機能付き電話機の購入費用と特殊詐欺対策サービスの初期工事費を両方申請することはできません。いずれか一つが対象となります。また、防犯機能のある固定電話機と固定電話機に接続して用いる機器の購入費用もいずれか1台が対象となります。

Q 6 いつからの経費が対象になるのか。既に購入しているものは対象にならないのか。

A 6 令和7年5月15日以降に購入等をされた経費が対象になります。

同日より前に購入された電話機等については、補助金を交付できません。

Q 7 いつまでの経費が対象になるのか。

A 7 令和8年1月30日までに購入等をされた経費が対象になります。

募集期間も同日までなので、補助金の交付を希望される方は、必ず募集期間内に申請をしてください（郵送の場合は、1/30 必着。）。募集期間を過ぎたものは、受付ができません。

なお、先着順で250件程度の募集となっており、予算額に達し次第、募集を終了しますので、募集期間内であっても補助金の交付が受けられない場合があります。

Q 8 どれを買えばいいかわからないので具体的な機種名を教えてください。

A 8 広島市が具体的な機種名を指定することはできません。公益財団法人全国防犯協会連合会が公表している「優良防犯電話機推奨品目録」を基に作成した対象機器リスト等を参考に、販売店などにご相談ください。

Q 9 補助額の計算方法を教えてください。

A 9 補助金額は、補助対象経費となる電話機等の購入費用又は特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費用（いずれも税込）の2分の1（千円未満切捨て）の金額で、10,000円が上限となります。

算定式：対象経費×1/2＝補助金額（千円未満切捨て・上限10,000円）

（例）(1) 対象経費が17,000円の場合

17,000円×1/2＝8,500円⇒補助金額8,000円（千円未満切り捨て）

(2) 対象経費が25,000円の場合

25,000円×1/2＝12,500円⇒補助金額10,000円（上限額）

Q10 購入時にポイントを利用したいが、補助額はどうなるのか。

A10 クレジットカードなどのポイントを利用して値引きされた分は補助の対象となりません。ポイント値引き分を差し引いた購入費が補助対象経費となります。

また、クーポンや商品券等での支払分も補助の対象となりません。クーポンや商品券等で支払った分を差し引いた購入費が補助対象経費となります。

（例）12,000円の電話機を6,000ポイント使用して購入した場合（1ポイント＝1円）
⇒12,000円－6,000ポイント＝6,000円が補助対象経費となり、補助額は
その2分の1の3,000円となります。

Q11 領収書は写しではだめなのか。

A11 原則として、原本の提出をお願いしています。

なお、原本は、手続きの完了後に、交付決定兼確定通知書と一緒に返送させていただきます。

Q12 カタログが手に入らなかったが必ず提出しなければならないか。

A12 補助対象となる機器かどうかの確認のため必要な書類になります。仮に、カタログが手に入らなかった場合は、電話機の機能が確認できる取扱説明書の写しや対象機器のホームページを印刷したものをご提出ください。

Q13 購入は市内の事業者でないといけないのか。

A13 購入は、市外の事業者でも構いません。大手家電量販店、ネットショップでの購入も構いませんが、領収書（品名・型番、購入日、請求者（申請者）名及び購入先が記載されたもの）を提出していただく必要があります。ただし、オークションサイト、フリーマーケットでの購入や中古品の購入は対象になりません。

Q14 設置費用、送料等の手数料も補助対象経費に含まれるか。

A14 補助対象経費は電話機本体の購入費用となります。そのため、設置費用、送料等の手数料については、補助対象経費に含まれません。

Q15 特殊詐欺対策サービスの初期工事を休日・夜間・深夜・年末年始に実施する場合は、追加料金が発生するが、この経費は補助の対象となるか。

A15 初期工事費（基本工事費、交換機等工事費、機器工事費）が補助の対象となります。追加料金は、補助の対象とはなりません。

Q16 防犯機能付き電話機等の購入金額はどれくらいか。

A16 防犯機能付き電話機の場合は、機能によって異なりますが標準的な仕様で、1万円～2万円程度となっています。

固定電話機に接続して用いる機器の場合は、機能によって異なりますが、5千円～1万5千円程度となっています。

電気通信事業者が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するために必要な初期工事費は、基本は税込で12,100円となっています。

Q17 交付申請書はどこで入手できるのか。

A17 申請受付開始後、広島市のホームページからダウンロードが可能です。また、市民安全推進課や各区の地域起こし推進課でも配付しています。

Q18 世帯全員の市税滞納状況を広島市が調査することを同意するに当たり、申請者の本人確認書類を提出する必要があるが、どのようなものを提出すればよいのか。

A18 個人番号カード（マイナンバーカード）、運転免許証、運転経歴証明書、旅券（パスポート）、身体障害者手帳などの写しの提出が必要となります。

なお、健康保険証、後期高齢者医療被保険者証、介護保険被保険者証、年金手帳、被爆者健康手帳など、顔写真が貼付されていないものは、複数枚の提出が必要です。

※ マイナンバーカードの場合は、顔写真の面のみをコピーして提出してください。

Q19 購入した機器がいなくなった。売却してもいいか。

A19 対象機器（電話機）を購入後6年間は、広島市の承認なしに譲渡したり売却したりできません。補助金の全部又は一部を返還してもらう場合がありますのでご注意ください。

Q20 NTT西日本が実施しているナンバー・ディスプレイ契約などの無料化について教えてください。

A20 NTT西日本は、令和5年5月1日から、70歳以上の契約者または70歳以上の方と同居している契約者の回線を対象として、ナンバー・ディスプレイ及びナンバー・リクエストの初期工事費及び月額料金を無料化しています。

【問い合わせ・申し込み先】

NTT西日本 特殊詐欺対策ダイヤル：0120-931-965

営業時間：午前9時～午後5時（土日・年末年始12月29日～1月3日を除く。）